

ミネラルウォーター業界からの反対意見等

過去の経緯

- 平成14年12月3日 山梨県ミネラルウォーター協議会が、「ミネラルウォーター税の新設に関する質問項目」を提出
- **平成14年12月20日 「中間報告」を公表**
- 平成15年1月28日 「質問項目」に対して回答
- 平成15年3月5日 山梨県ミネラルウォーター協議会外2団体が、「ミネラルウォーター税についての意見」を提出
- 平成15年6月25日 山梨県ミネラルウォーター協議会外2団体が、「ミネラルウォーター税の新設に関する再質問」を提出
- **平成15年8月26日 「再質問」に対して回答**
- 平成15年10月28日 山梨県ミネラルウォーター協議会外2団体が、「『ミネラルウォーター税に関する再質問に対する回答』に関する意見・反論」を提出
- 平成16年2月24日 「意見・反論」に対して回答
- 平成17年2月8日 山梨県ミネラルウォーター協議会外2団体が、「ミネラルウォーター税に関する意見書兼質問書(平成17年第1回)」を提出
- **平成17年3月24日 「『ミネラルウォーターに関する税』についての報告書」を公表**
- 平成17年4月8日 山梨県ミネラルウォーター協議会外2団体が、「『ミネラルウォーターに関する税』についての報告書に関する概論意見」を提出
- 平成17年4月22日 山梨県ミネラルウォーター協議会外2団体が、「『ミネラルウォーターに関する税』についての報告書に関する反論」を提出

ミネラルウォーター業界の主な意見と県の回答

(「『ミネラルウォーターに関する税』についての報告書」の公表前まで)

- 1 課税の公平性
- 2 担税力
- 3 税収の使途

1 課税の公平性

ミネラルウォーター業界の意見	県の回答
●水源かん養機能は、森林の多様な機能の一つにすぎず、森林の多様な機能から広く県民・県内産業全般が受益を得ている。県が行う水源かん養に係る事業や豊かな地下水源からは、広く県民・県内産業全般が受益を得ている。すべての産業が水の利用によって営利を得ている。ミネラルウォーター事業者のみが「特別な受益」を得ているとはいえない。	●ミネラルウォーター産業は、本県の豊かな森林によって育まれた地下水資源から採取した水そのものを製品として販売していること等から、一般県民や他の県内産業に比べ、県が行う水源かん養に係る事業や豊かな地下水資源から「特別な受益」を得ていると考えられる。ミネラルウォーター産業に一定の負担を求めるることは、受益者負担の考え方から、課税の公平性に反するものではない。
●地下水を利用している企業中、ミネラルウォーター産業の地下水使用量は約2%であることから、ミネラルウォーター税は、使用量わずか2%の産業のみに税負担を課し、残り98%を占める他産業に負担を求めないという、ミネラルウォーター産業のみを狙い撃ちにした課税である。	●本税は、地下水の採取の抑制を目的とするもの(原因者負担)ではないので、採取量が多いから課税するというものではなく、ミネラルウォーター産業に負担を求めるのは、「特別の受益」を得ているからである。
●全国の森林関連税制のうち、高知県、岡山県、鳥取県、鹿児島県、島根県、愛媛県の例をみても、他県ではむしろ薄く広く負担する方法が主流である。	●本県には他県と違い、「特別の受益」を得ていると考えられるミネラルウォーター産業があり、先ず、その産業に費用の一部を負担してもらうことは課税の公平性に反するものではない。
●ミネラルウォーター税は、課税標準の把握が容易で課税しやすいがための、取りやすいところから取る、安易な狙い撃ち課税である。	●本税の徴収方法は、納税者による申告納付であり、ミネラルウォーター産業が他の産業に比べ、課税標準の把握が特に容易だということはない。

2 担税力

ミネラルウォーター業界の意見	県の回答
<ul style="list-style-type: none">●ミネラルウォーターは市場の競争激化、輸入ミネラルウォーターの拡大により、市場価格は2㍑ペットボトル110～160円となっている。これに0.5～1円課税された場合、県内事業者とりわけ零細事業者の経営に深刻な影響を与える。また、大手販売業者からのOEM受託生産を行っている業者は、販売業者への納入額に課税分を転嫁するのは困難である。●山梨県のミネラルウォーターに課税されることにより、県内生産者が県外に生産拠点を移動し、県内産業が衰退する。	<ul style="list-style-type: none">●ミネラルウォーター税の税率は、ミネラルウォーター1㍑当たり0.5～1円の範囲で設定することとしているが、ミネラルウォーターの通常の小売価格は2㍑ペットボトル180～236円(小売物価統計)となっており、税率の小売価格に占める割合は1%以下と低率である。●ミネラルウォーター事業者の利益は5円/㍑(2㍑容器)と算出(東洋経済)されており、0.5～1円という税率は、利益の10～20%となり、事業者の過大な負担とならない。●ミネラルウォーターの生産量は、この10年間で3.3倍に増加しており、市場規模も約1,000億円となっている。更に10年後は市場が2倍となるとの見方(東洋経済)もある。ミネラルウォーター産業は成長産業であり、課税による山梨県経済への影響は少ないと考えられる。

3 税収の使途

ミネラルウォーター業界の意見	県の回答
<ul style="list-style-type: none">●税収の使途として「人工林の適切な保育事業と長伐期施業林への誘導」をあげているが、これは森林経営者の受益であって、ミネラルウォーター事業者の受益ではない。また、新たな特別な財政需要ではない。	<ul style="list-style-type: none">●税収は、課税目的に従って森林整備事業等の水源かん養に係る事業に充当し、当該事業の一層の充実を図る。具体的には、県が実施する新たな森林整備事業等に税収の1／2を充て、他の1／2はミネラルウォーターの水源地のある市町村が行う水源かん養のための事業に対する市町村交付金として支出す。●森林整備事業の充実により、ミネラルウォーター産業にとっては、商品である水の安定的な供給や商品価値の向上につながり、税負担に足る十分な受益があると考えている。

ミネラルウォーター業界の意見の概要

「『ミネラルウォーターに関する税』についての報告書に関する概論意見」より

- 1 検討手続・過程の不当性
- 2 ミネラルウォーター税を必要とする財政需要は存在しない
- 3 矛盾した「特別の受益」論

1 検討手續・過程の不当性

①実質的な協議を行わず、十分な手續をとることもないまま、「はじめにミネラルウォーター税ありき」の検討を続けている

- 疑問点及び反論点を無視したまま、報告書を提出したことは、業界との実質的な協議を軽視し、これをないがしろにする行為
- 業界との実質的協議を回避しようとしている。
- シンポジウム等のイベントの開催回数が他県に比べて少ない、シンポジウム等の参加者に県・市町村職員が多い、アンケートの設問内容に問題があるなど、適切な手續を経ているとはいえない。
- 山梨県地方税制研究会は内部的な組織で、有識者等の第三者が含まれていない。
- 総合的・大局的な検討がなされていないまま、ミネラルウォーター税という個別の検討がなされている。

②「県民税均等割の超過課税」「寄付金、協賛金等」という方策を挙げ、一定の比較を行ったかのように記載してミネラルウォーター税の方が望ましいと結論づけているが、当該比較検討は不十分で、かつ恣意的なものである

- 一部の事業者が税を負担するのみで県民の環境保全意識の向上が図れるはずはない。むしろ、県民全体で税を負担する県民税超過課税方式の方が、より高い啓蒙効果を期待できる。
- 県民税超過課税方式を導入予定の県の中には、山梨県と同様、主要な河川の下流域が他県にある内陸県も含まれている。
- 山梨県産のミネラルウォーターのブランド価値を向上させてきたのは、事業者の宣伝広告等を通じた自助努力によるもの。

2 ミネラルウォーター税を必要とする財政需要は存在しない

- 「ダム上流における間伐等」「里山林の保全」「民間が主催する森林環境教育・体験林業教室の支援」などの施策は、ミネラルウォーター産業と直接には関係のない事業
- 森林整備事業の施行地区とミネラルウォーターの水源地域が相関しない



受益と負担が不一致

3 矛盾した「特別の受益」論

- ・ ミネラルウォーター産業が地下水から「特別の受益」を得ているとしながら、一方で、県民全体が地下水から受益していると主張している。
- ・ 受益の評価基準がないと主張しながら、「特別の受益」があるといっている。
- ・ IT産業は、飲料製造業のほぼ2倍に相当する量の地下水を揚水しており、ミネラルウォーター産業が「特別の受益」を得ているとはいえない。

参考資料



